



# 宮 崎 県 公 報

平成22年6月10日（木曜日） 号外 第51号

発行・印刷 **宮 崎 県**  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 36,000円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 348号の2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第318号の3）を次のとおり変更する。

平成22年6月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 搬出を制限する区域

##### (1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

##### (2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

##### (3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 318号の3の1の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 宮崎市田野町甲の一部（ニツ毛、西ノ原、石久保下、ニツ山、東大久保、馬渡、下ノ原、船ヶ山、元木、合子ヶ谷、平田、中畑、瓜生野、船ヶ山前平、石久保、桂谷及び鏝を除く。）、田野町乙の一部（上ノ原、堀ノ下、斧砥、突屋ヶ野、古木場、竹ヶ迫、前ノ原、渡ヶ谷、上ノ鶴及び鹿村野を除く。）、田野町あけぼの1丁目、田野町あけぼの2丁目、田野町あけぼの3丁目、田野町あけぼの4丁目、高岡町飯田、高岡町内山の一部（前田、宮ノ尾、谷ノ口、新開、小峰、高野、徳右衛門釜、西山、東和石、西和石、水神迫、入込、小屋尾、立石及び東山を除く。）、高岡町浦之名の一部（相ヶ谷、下六、宇都水流、小田元、久木野及び茶屋原を除く。）、高岡町小山田、高岡町上倉永の一部（カチコ、駁目、池下、管迫、八ツ割、長丸、法月ヶ迫、椎木ヶ平、靴ヶ迫、小簿、梅木ノ下及び津婦木ノ尻を除く。）、高岡町紙屋、高岡町五町、高岡町下倉永の一部（学頭、池内、祇園及び木佐）、高岡町高浜、高岡町花見の一部（向川原、川畑、屋敷、池田、八反及び矢越を除く。）及び大字細江の一部（宮田迫、霜月田、門田、板出、江戸口、蔵別當、岡ノ下、細江田、鳥帽子形、北ノ迫、古宮田、松ヶ迫、平田、西ノ迫、坪根、市ノ又、鎌迫、八幡田、井手原、勘露事、柳迫、長見通、猿喰、正夫迫、高城ノ下、奈名迫、畑三反田、油田、桑田迫、大丸、板川、西ノ摩帽子、椎屋形、小川内、砥ヶ谷、高山谷、枇杷ノ首、笹ノ段、彦十、時雨西迫、時雨柳迫及び上ノ原を除く。）

イ 国富町大字向高、大字深年の一部（染平、狩野、塔ヶ瀬、滝下、鳥廻、八町坂及び法華嶽）、大字森永の一部（五反田、山口、松ノ本、寺ノ上、須田ノ木、久保島、福山、京出、福山ノ下、大王ノ下、平城、平城ノ下、室屋、佛飼免、蔵源寺、大迫、上水流、道免、中水流、八計代、杉木水流、後平、池平及び西ノ原）、大字竹田の一部（西ノ前）、大字嵐田の一部（内堤及び鶯ヶ迫）、大字田尻の一部（石畑、岩下、岩立、宇宿迫、大迫、四町迫及び鶯ヶ迫）及び大字須志田の一部（麻地、麻地ノ上、豆漬、中尾、鍋ヶ谷及びミカヘリ）  
ウ 綾町全域

エ 高原町大字広原、大字蒲牟田及び大字西麓の一部（水分、藤頭、上水天原、下水天原、蒲牟田原、上大迫、一里山、山神後、広原、立山、鎮守ノ下、上馬場、下馬場、中ノ出口、二本松、前ノ原、馬登、大迫、代五郎、原ノ出口、村中、畑間、遠目塚、城ノ下、西城戸、城ノ向、天付、湯ノ崎、屋敷野、梅ヶ谷、坂ノ上、梅ヶ久保及び池ノ原）

オ 小林市南西方の一部（下水流、十三塚、板橋、石氷、熊迫、小久保、立山、平原、孝ノ子、今村、堂田、浜ノ座、吉村、瀬戸岡及び土橋）、北西方の一部（有村、前原及び種子田原）、細野、真方、東方の一部（坂ノ下、鶴戸丸、高塚及び永迫を除く。）、水流迫、堤、須木奈佐木の一部（猫坂、川添、弘谷、下前田、橋谷、町元、鳥越、中島、横谷、山ノ口及び永迫）、須木下田の一部（下字都、坂本谷、小野、中野、轟下、大王谷、冷水、唐池、麓上原、桑原谷、相牟田、松ノ本、園田、下田中島、下田、鶴園、片地、洗崎、永田、ラドノ及び軍谷）、須木内山の一部（須志原、神ノ原、内山、東ノ前及び瀬越）及び野尻町三ヶ野山の一部（中村、中原、建平、下久保、野戸谷、奈良塚、栗須、橋ノ元、岩坂、永山、小宇都、永尾、山神、前田、内木場、鳥居松、萩原、五反田、一本松、上ノ園、三ヶ野山、佐土原、山田口、蓑ヶ池、松山、大迫口、佐土元、橋ノ口、下ノ原、八所、川路、瀬戸ノ口、大眠、岩瀬口、大萩、西原、来見ヶ迫、佐土瀬原、園牟田、釘松、柿川内、湯ノ元、松ノ元、渡り口、亀甲、大脇渡、桃ノ木及び四丁目）

カ 都城市上水流町の一部（十三束、川桶仮、藤ヶ迫、長牟田、森田原、外堀、中道、野首、陳、陳ノ口、中牟田、香原、陳ノ下、椿下、羽根田、古城、椿口、西原、中島、古川、中須、下水流、瀬越、平原、王子前、久保田、平田、車田、長洲東、下川原、向川原、上川原及び柳原）、下水流町の一部（川畑、王子川原、平原、清国、竹原及び築地）、野之美谷

町、丸谷町の一部（下ノ園、稲荷田、山ノ田、銅谷、堀頭、万ヶ塚、狸尾、組板、流合、渡り口、渡元、薄谷、遠目塚、市ノ下、下ノ原、終原、千太堀、榎木原、前畑、橋口、下川原、上川原、谷ノ口、四万培、植松原、上大五郎、本池、麻生迫、原下、中大五郎、下大五郎、下境、水ノ谷、長牟田及び米田）、高木町、神之山町、金田町、都北町、太郎坊町、吉尾町、大王町の一部（柳田、切畑、平江原及び大王）、平江町、前田町、小松原町、栄町、北原町、中原町、妻ヶ丘町の一部（東原）、菖蒲原町、年見町、広原町の一部（広原町）、立野町、早水町、郡元1丁目、郡元2丁目、郡元3丁目、郡元4丁目、郡元町、祝吉、祝吉1丁目、祝吉2丁目、祝吉3丁目、祝吉4丁目、千町、上川東1丁目、上川東2丁目、上川東3丁目、上川東4丁目、下川東1丁目、下川東2丁目、下川東3丁目、下川東4丁目、庄内町の一部（戦場原を除く。）、乙房町、菓子野町、関之尾町の一部（餅田、丸山、石町、梅木川原、多羅木、西ノ切、上和田、中牟田、新町、王子川原、正牟田、次牟田、中次、川崎、池ノ尾、上牧、中牧及び牧跡）、横市町、都原町の一部（都原）、志比田町の一部（ニタ元を除く。）、南横市町の一部（宮下、高崎、平田、早馬原、和田、胡摩設、尻枝、八反田、柳田、坂元、加治屋、星原、田谷、吉原及び緑原）、高野町の一部（板川内、後迫、池田ヶ谷、前田、フケ原、島越、四日田、大俣、夫婦谷、山下完口、大迫、上段、山ノ口、中ノ段、和田敷、見返、荻原、道下、村前、中野、木綿ヶ野、前谷及び黒生）、美川町、夏尾町、御池町の一部（横尾、札立原、戸ノ口及び折生ヶ久保）、高崎町前田の一部（越尾、中尾、池谷、福堂、柏脇平及び星塚）、山田町山田の一部（小鍋、吉牟田、長尾下、諏訪原、諏訪ノ下、境谷、牛谷ノ下、新屋敷、牛谷ノ前原、花沢、当ノ木迫及び焼山を除く。）、山田町中霧島、高城町穂満坊の一部（馬場、軍神原、茶園原、鷺窪、前田、大丸、小金丸、花立、洗田、板敷、清水、真米田、間ヶ塚、和田、鳥井前、桑木丸及び同栗）、高城町桜木、高城町大井手、高城町高城、山之口町山ノ口の一部（新道、広田、高畑、下り谷、栗の木、平石、笹野、箕作、三十山、北崎、馬貫、ホゲ野、東原、永野、赤仁田、芋田、大丸、中野、青井岳及び弥太郎を除く。）、山之口町花木及び山之口町富吉

キ 三股町五本松、稗田、新馬場、花見原、中原、今市、大字宮村の一部（植木）、大字樺山の一部（山内、大谷、山下、中島、出水、外戸口、向原、八谷、植木原、古堀、河辺田、原田、迫田、南田、平田、蔵元、宮田、大工原、五本松、栗原、後畑、射場迫、町前、松原、塚原、天神、上沖、新道、東原、射場前、榎堀、稗田、唐橋、花見原、沖水原、中原、下沖、早馬下、天神下、池ノ元、塚下、中川原、竹下、稲荷下、稗久保、石坂、井手口及び細目）、大字餅原、大字蓼池及び大字長田の一部（山田川原、車場、堂の下、栗山、杉木水流、中川原、一本松、前川原、瀬ノ口、柳田、水戸口、上山田、宮前、立岩、稗宮、丸岡、宮尾、高才、霧島待、陣ノ尾、セカイ、仁田山、唐杉、宮田、山神迫、松ヶ迫、千才丸、向原、犬房ヶ迫、早馬田、関田、立野、方境、崎田、石ヶ迫、池ノ谷、折敷田、小椎迫、馬場田、杉ヶ谷、城内、中原、天神原、坂ノ下、諏訪原、辻原、栗巢、牧、福留、出谷、轟木、火の口、大川原、牧野、小川内、木場、御崎原、宮脇、温川、長原、平山、大八重、折付、政矢谷、椎八重、大野、川内、走持、内ノ川内、板ヶ谷、耐子口、高野、秋丸、佐

渡脇、天木野、尾佐川、下仮屋及び老堂)

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類  
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

(2) 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域  
平成22年宮崎県告示第 318号の3の2の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 宮崎市高岡町内山の一部（前田、宮ノ尾、谷ノ口、新開、小峰、高野、徳右衛門釜、西山、東和石、西和石、水神迫、入込、小屋尾、立石及び東山）及び高岡町浦之名の一部（相ヶ谷、下六、宇都水流、小田元、久木野及び茶屋原）

イ 高原町大字後川内及び大字西麓の一部（瀬口、田ノ尻、目ノ崎、鹿児山、木場谷及び横折）

ウ 小林市須木内山の一部（楠谷及び岩前）、野尻町東麓、野尻町紙屋及び野尻町三ヶ野山の一部（切畑、寺田、馬渡、出水、相牟田、小水流、上ノ原、下り山、福ヶ迫、中尾、前畑、大迫、権現崎、後原、水流平、入水、大塚原、東原、小坂下、大脇、大丸、勢ヶ迫、丸岡、野森原、大脇前、小坂、井出水、大谷及び丸山）

エ 都城市岩満町、上水流町の一部（曲田丸、屏風谷及び松ヶ迫）、下水流町の一部（天神原、立木、木場代、火打水流、波籠口、倉満、脇畑、野添、諏訪前、赤池、中間、倉内、北鶴、南鶴、松永島、元牟田、小岡原、池田、佐土ヶ中、中須及び長崎）、丸谷町の一部（鶴田、西ノ丸、乗峯、堂山、一貫水、大門、楠牟礼、阿布施、荒ヶ田、狸穴、松ヶ森及び西ノ谷）、高崎町笛水、高崎町江平、高崎町繩瀬、高崎町大牟田、高崎町前田の一部（越尾、中尾、池谷、福堂、柏脇平及び星塚を除く。）、山田町山田の一部（小鍋、吉牟田、長尾下、諏訪原、諏訪ノ下、境谷、牛谷ノ下、新屋敷、牛谷ノ前原、花沢、当ノ木迫及び焼山）、高城町四家、高城町有水、高城町石山、高城町穂満坊の一部（後迫、小丸、宮下、才原、山路及び野中）及び山之口町山ノ口の一部（新道、広田、高畑、下り谷、栗の木、平石、笹野、箕作、三十山、北崎、馬貫、ホゲ野、東原、永野、赤仁田、芋田、大丸、中野、青井岳及び弥太郎）